

訪問看護サービス利用契約書

重要事項説明書

(医療保険訪問看護・精神科訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者：訪問看護ステーション イノベル静岡

訪問看護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社 INNOVEL HEALTHCARE（以下、「事業者」といいます）の営む訪問看護ステーション イノベル静岡は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

契約の目的

第1条 事業者は、利用者に対し、医療保険制度、介護保険制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

契約期間

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示がされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

訪問看護計画

第3条 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

2. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者又は家族に対して説明を行います。
3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

主治医との関係

第4条 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。

2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

訪問看護サービスの提供と記録等

第5条 事業者は、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して訪問看護のサービスを提供します。提供したサービスは訪問看護記録を作成し完結した日から5年間は適正に保管します。

利用料金と変更

第6条 サービスに対する利用者負担金は、別紙【重要事項説明書】に記載する通りとします。負担金は関係令に基づいて決められているものである為、改定等があった場合は従って改定後の金額が適用されます。

2. 料金の変更を承諾しない場合は、事業所に対して契約を解約することができます。

契約の終了

第7条 次のいずれかの事由が発生した場合は、利用者は事業所に対して契約を解約できます。

- ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

2. 次のいずれかの事由が発生した場合は、事業所は利用者に対して契約を解約します。

- ① 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
- ② 利用者の居住地が変更し、訪問することが困難な場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 事業者が破産した場合

訪問看護師の交替

第8条 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。

2. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し訪問看護を行います。

個人情報保護

第9条 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族関わる秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。
3. 本契約書内の重要事項説明と共に個人情報保護の同意書への記載説明をいたします。

緊急時の対応

第10条 事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

緊急時も訪問看護体制を整え 24 時間いつでも対応いたします。その状況によっては訪問し対応いたします。

連携

第11条 事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、相談支援事業所、介護支援事業所、医療機関等と密接な連携に努めます。

相談・苦情対応

第12条 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

重要事項説明書に苦情窓口等の記載があります。

災害時の訪問

第13条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

賠償責任

第14条 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

本契約に定めのない事項

第15条 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令、医療保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

裁判管轄

第16条 この契約に関して、やむを得ず控訴となる場合は、利用者および事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者および事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【署名代行者(代理人)】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住所 _____

氏名(続柄) _____ ()

代行理由 _____

【連帯保証人】

住所 _____

電話番号 _____ 職業: _____

氏名(続柄) _____ ()

【事業者】

愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目211番地
株式会社 INNOVEL HEALTHCARE
代表取締役 石野 政道

【事業所】

訪問看護ステーション イノベル静岡
静岡県静岡市柚木1004 サークパス東静岡柚木1階事務所
管理者 大畑 浩美